バーミキュライト［蛭石］	VERMICULITE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 五　船長は荷送人から、貨物中の石綿の含有量が１％未満であることを示す書面の提出を受けること。
白水晶	WHITE QUARTZ	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
ジルコンサンド	ZIRCONSAND	一　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において船積みをしないこと。 三　船積み中は、船積みを行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 六　ビルジウェルは清浄かつ乾燥した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 七　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
亜鉛スラグ	ZINC SLAG	一　全長100m以下の船舶における荷繰りは、貨物の表面の高低差が船幅の５％を超えず、貨物がハッチの端部から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう行うこと。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 五　航海中、積載場所のビルジを定期的に排出すること。
銅スラグ	COPPER SLAG	一　全長100m以下の船舶における荷繰りは、貨物の表面の高低差が船幅の５％を超えず、貨物がハッチの端部から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう行うこと。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 五　航海中、積載場所のビルジを定期的に排出すること。
鉛スラグ	LEAD SLAG	一　全長100m以下の船舶における荷繰りは、貨物の表面の高低差が船幅の５％を超えず、貨物がハッチの端部から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう行うこと。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 五　航海中、積載場所のビルジを定期的に排出すること。
カンラン岩	OLIVINE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
石		一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　内底板を損傷しないようにすること。
化学石膏 （液状化するおそれのないもの）		一　船積み前に、船長は荷送人から、船積み前の貨物について、その水分値が運送許容水分値より十分低い値に管理され、液状化するおそれがないものであることを示す書面の提出を受けること。 二　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。 イ　船長が荷送人から、貨物の水分値が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分値が運送許容水分値を超えるおそれがないことを示す書面の提出を受けている場合 ロ　積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合 三　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　陸揚げ後、貨物の残渣を洗い流す前に、甲板及び積載場所を十分に清掃すること。
がれき		一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　内底板を損傷しないようにすること。
コールタールピッチ		一　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 二　船積み前に、船長は荷送人から、船積み前の貨物について、その水分値が運送許容水分値より十分低い値に管理され、液状化するおそれがないものであることを示す書面の提出を受けること。 三　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、船長が荷送人から、貨物の水分値が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分値が運送許容水分値を超えるおそれがないことを示す書面の提出を受けている場合には、この限りでない。